

## エネルギー価格高騰対策 事業者支援金

エネルギー価格高騰の影響を受けている市内事業者の負担軽減を図り、事業継続や雇用維持を支援します。

### 【対象者】

市内に事業所を有する法人又は個人事業主で、次のいずれにも該当するもの（業種は問いません。農業者・漁業者・公益法人も対象です。）

- ・直近事業年度の事業収入が50万円以上のもの
- ・市内事業所における令和3年11月から令和4年10月までの任意の1ヶ月のエネルギー経費の支払合計額が3万円以上のもの
- ・主たる収入が事業収入であるもの <個人事業主>
- ・資本金又は出資金が1億円以下のもの <法人>

※ 個人事業主については、令和3年分の事業収入（営業等及び農業）が、他の収入（給与、年金、不動産等の合計）を下回る場合は対象外です。

※ 創業から1年未満の方については、申請方法を事前にご相談ください。

### 【対象経費】

事業の用に供するために使用した次のエネルギー経費の合算額

- ① 電気
- ② ガス
- ③ 燃料油（ガソリン、軽油、重油、灯油）

※ 市外の事業所で使用したものや家事使用したもの、販売目的で購入したものは対象外

### 【給付額】

市内事業所における令和3年11月から令和4年10月までの任意の1ヶ月のエネルギー経費の合計に12を乗じて得た額の3%（上限50万円）

R3.11~R4.10のうち 任意の1ヶ月を選定

電気代  
ガス代  
燃料油代

× 12 × 3%（**上限50万円**）

※1円未満は切り捨て

1ヶ月のエネルギー経費の支払合計額

### 【申請期間】

令和4年12月1日から令和5年1月31日まで

※ 郵送の場合は、令和5年1月31日 <必着>

## 【 申請方法 】

次の書類を揃えて、下記の申請窓口へ**郵送**もしくは**持参**ください。

- ・交付申請書兼請求書
- ・交付対象経費算出表
- ・対象月のエネルギー経費を証明する書類（領収書、支払明細、伝票の写しなど）
- ・直近事業年度の事業収入が確認できる書類（確定申告書類など）
- ・法人登記事項証明書の写し ※法人のみ
- ・市内に事業所を有することが確認できる書類  
（確定申告書類、法人登記事項証明書、開業届、営業許可書など）
- ・誓約書
- ・申請者名義の預金通帳等の写し

※ 交付申請書兼請求書等の様式は市ホームページからダウンロードできます。

※ 交付申請書兼請求書等は、本庁舎、各支所、出張所でも配布しています。

※ 申請書の持参も可としますが、窓口での混乱を避けるため、郵送での申請にご協力ください。

## 【 申請における**注意事項** 】

- ・申請は1事業者につき、1回限りとなります。市内に複数の事業所がある場合であっても事業所ごとに申請することはできません。
- ・エネルギー経費は税込みで計算してください。
- ・エネルギー経費の算定例

（令和3年11月から令和4年10月までの間で任意の1ヶ月を選定し、選定月内に支払った電気、ガス、燃料油に係る経費の合計額を申請）

例) 4月に使用した電気代、ガス代を5月に支払った場合

→ 令和4年5月を対象月として申請

例) 電気代に事業外使用(家事使用など)が含まれる場合

→ 税務申告を基準に按分して計上

- ・エネルギー価格高騰対策事業者支援金は法人税、所得税の課税対象となります。

## 申請・お問合せ先

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1

瀬戸内市役所 産業建設部 産業振興課

事業者支援金窓口 ☎ 0869-24-8110